

第25回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2019年6月28日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催場所 東京都豊島区東池袋三丁目1番3号
サンシャインシティ
ワールドインポートマートビル5階
サンシャインシティ会議室 コンファレンス ルーム[Room15]

- 第1号議案 取締役1名選任の件
- 第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の
付与のための報酬決定の件
- 第3号議案 監査役に対する譲渡制限付株式の
付与のための報酬決定の件

株主総会にご出席いただけない場合

郵送により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：

2019年6月27日（木曜日）午後6時30分まで



株式会社 旅工房

証券コード：6548

証券コード 6548
2019年6月13日

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
サンシャイン60・46階

株式会社旅工房

代表取締役会長兼社長 高 山 泰 仁

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月27日（木曜日）午後6時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2019年6月28日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場所 東京都豊島区東池袋三丁目1番3号
サンシャインシティ ワールドインポートマートビル5階
サンシャインシティ会議室 コンファレンスルーム [Room 15]

3. 会議の目的事項

(1) 報告事項

1. 第25期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第25期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

(2) 決議事項

- 第1号議案 取締役1名選任の件
第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第3号議案 監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

◆インターネット開示のご案内

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tabikobo.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tabikobo.com/>）に掲載させていただきます。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済減速の影響を受けて輸出や生産の一部に弱さが見られたものの、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費の持ち直しの動きが見られるなど、全体としては緩やかな景気回復基調で推移いたしました。

旅行業界におきましては、2018年4月から2019年3月における日本人出国者数が前年同期比7.1%増の1,924万人*となり、航空座席数の増加等を背景に12か月連続のプラス成長と堅調に推移しております。また、訪日外客数は前年同期比6.2%増の3,162万人*と、夏から秋にかけての自然災害の影響を受けた訪日需要の落ち込みから順調に回復し、好調な伸びを示しております。

このような情勢のもと、当社グループでは、ゴールデンウィーク特集や夏のビーチリゾート特集、サマーセールといった各種施策により個人旅行需要の取込みに努めたほか、航空会社とのタイアップによるSNSを利用したキャンペーンの実施や各種イベントへの出展等、認知度の向上にも取り組みました。韓国及び台湾をはじめとしたアジア方面につきましては、オンライン予約システムの機能強化により送客数が前年を上回り、好調に推移いたしました。引続き欧州方面の需要取込みが好調であることに加え、オセアニア方面も専門部署の設置による販売強化が奏功し、好調に推移いたしました。

法人旅行事業につきましても引続き営業体制の強化に取り組み、企業の業務渡航や団体旅行、MICE案件の受注が順調に推移いたしました。また、インバウンド旅行事業の強化と海外における三国間旅行需要の獲得に向けた新たな拠点として、2018年8月24日にインドネシア共和国の旅行会社であるPT. Ramayana Tabikobo Travel (PT. Palm Mas Dewata Tour & Travel より2018年7月5日付にて会社名変更済み) の株式の67%を取得し、子会社化いたしました。

* 2019年4月 日本政府観光局(JNTO)「平成31年 訪日外客数・出国日本人数」

以上を踏まえた、当連結会計年度の業績は次のとおりです。

	前期 (千円)	当期 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)
売上高	24,257,620	29,304,457	5,046,836	20.8
営業利益	81,974	323,102	241,127	294.1
経常利益	69,636	333,894	264,257	379.5
当期純利益	39,028	209,334	170,306	436.4
親会社株主に帰属する当期純利益	39,028	203,879	164,851	422.4

なおセグメントの業績については、当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略いたします。

② 資金調達の状況

当期の資金調達は、経常的な資金調達のみで、特に記載すべき事項はありません。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度中の主な設備投資として、当社事業運営を行うためのソフトウェア開発に伴い、総額180,162千円の投資を実施いたしました。

④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、海外における当社グループの事業の拡大を図ることを目的として、2018年8月24日付でPT. Ramayana Tabikobo Travelの株式67%を取得し、同社を新たな連結子会社としております。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第22期 2016年3月期	第23期 2017年3月期	第24期 2018年3月期	第25期 (当連結会計年度) 2019年3月期
売上高 (千円)	21,697,624	22,526,272	24,257,620	29,304,457
営業利益 (千円)	230,771	313,741	81,974	323,102
経常利益 (千円)	226,681	300,443	69,636	333,894
当期純利益 (千円)	135,326	192,091	39,028	209,334
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	135,326	192,091	39,028	203,879
1株当たり当期純利益 (円)	37.59	53.36	8.53	43.58
総資産 (千円)	2,777,072	2,850,886	4,178,717	6,903,655
純資産 (千円)	268,072	474,531	1,193,712	1,407,384
1株当たり純資産額 (円)	74.46	131.81	255.72	299.16

- (注) 1. 第24期より連結計算書類を作成しておりますので、第23期以前は連結財務諸表規則に基づいて作成をした各数値を記載しております。
2. 当社は、2016年2月16日付で普通株式1株につき10株の割合で、2016年12月10日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、2017年10月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。上記の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、第22期（2016年3月期）の期首に当該分割が行われたと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
ALOHA 7, INC.	102.5千USD	100%	米国における主に個人顧客向けの宿泊及びオプションツアーの手配等
Tabikobo Vietnam Co. Ltd.	30千USD	100%	ベトナムにおける主に現地企業向けのコンサルティング事業
PT. Ramayana Tabikobo Travel	2,500,000千IDR	67%	インドネシアにおける主に個人顧客向けの宿泊及びオプションツアーの手配等

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社3社であります。

(4) 対処すべき課題

今後、日本国内の少子高齢化と人口減少が進む一方、新興のオンライン旅行会社の参入や成長により、国内の旅行業界の競争は激化することが予想されます。一方で、東京オリンピックの開催や海外からの訪日客の増大によって、海外から国内へのいわゆるインバウンド市場の成長が期待されるほか、ASEAN諸国をはじめとする新興国の経済発展に伴って日本国外における旅行需要の増大が見込まれております。さらには、スマートフォン等の通信端末の進化や新たなオンラインメディアの誕生により、いままでとは異なるマーケティング機会や新たな技術が日々登場しております。そのような状況の中、当社は以下のような課題に対処すべきと認識しています。

(商品企画力の向上)

旅行会社における商品企画力は、製造業における研究開発と同様、お客様に対して価値を提供するための重要な能力です。旅行市場が右肩上がりに成長している間は、航空券や宿泊施設を大量で安価に仕入れ数多く手配する能力が競争における主要な差別化の要素でしたが、今後、オンライン化が進み事業者の旅行の手配業務への参入が容易になることにより、他社との差別化において旅行の企画力がこれまで以上に重要になるものと考えております。

当社は、これまで企画担当者の現地研修や社内での勉強会をはじめとする商品企画力強化のための取り組みを行ってきましたが、他社とのさらなる差別化のために現地情報のデータベース化による知識の集約や社内研修等を活用した共有のための取組みを強化して、

企画力の向上を図っていきます。

(トラベル・コンシェルジュ教育)

オンラインでの旅行商品販売が拡大するにつれ、システムによるオンライン予約だけでは対応できない潜在ニーズに応えるために、当社の特徴である「トラベル・コンシェルジュ」による接客の重要性は高まっていくと考えており、高いスキルを持った優秀な「トラベル・コンシェルジュ」を確保し、その能力を高めることが当社の課題であると認識しております。

当社では、「トラベル・コンシェルジュ」の教育を専門に行う「教育セクション」を設け、継続的な研修実施や外部講師の招聘等により「トラベル・コンシェルジュ」の接客力・対応力向上に努めております。また、随時、海外研修に派遣して現地を実際に体験することにより、「トラベル・コンシェルジュ」として必要な知識のみならず、より実践的かつ具体的な旅のアドバイスにつながる知見の獲得に努めております。これらの活動を通じて、オンライン完結型では困難な「人の温かみ」と「柔軟性」、すなわち人間によるヒアリングや旅行提案という価値をさらに高めていくために、「トラベル・コンシェルジュ」の教育の強化を進めていきます。

(システム強化)

株式会社JTB総合研究所の調査によれば、旅行の申込み方法ではインターネットが最も多く、2017年には61.7%を占めております（2018年7月 株式会社JTB総合研究所「JTB REPORT 2018」）。スマートフォン等の情報端末の進化や電子商取引市場の拡大を勘案すると、今後もインターネット経由での売上が増えることが予想されます。

当社での旅行商品の取扱いはインターネットを通じたオンライン販売が中心であり、インターネットを利用して旅行商品を購入する消費者の割合が増えれば当社の対象マーケットは拡大し、当社の今後の成長に寄与することが見込まれます。当社では、すでにシステム上で予約が完結する「オンライン・パッケージ」システムを稼働させており24時間の自動予約に対応しておりますが、旅行商品データベースの充実やサーバの機能増強等、引き続きオンライン予約システムの機能強化を推進してまいります。また、情報端末の多様化への備えや画面上でユーザーが見やすく使い勝手の良いウェブサイト作りに取り組む等、利便性の高いウェブサイトの構築を進めてまいります。

(マーケティングの進化)

スマートフォン等の情報端末や技術の進化、日々の生活へのSNS（ソーシャルネットワークサービス）の浸透、新たなオンラインメディアの登場等により、消費者のインターネット上での購買行動が変化していくことが予想されます。その結果、中長期的には、これまでのインターネット上での広告手法や旅行系のポータルサイトを通じた集客が通用しなくなり、これまでとは異なるマーケティング手法への対処が必要となるものと考えております。

当社では今後のマーケティングの進化を課題と位置づけ、従来の手法にとらわれない新たなマーケティングの方法を模索していきます。

(ブランド認知度の向上)

旅行業界において、大手の同業他社と比較したとき当社の認知度はまだまだ低いものと思われます。また、旅行商品は個人の消費支出の中では比較的単価の大きな商品であることから、旅行会社の選択にあたっては旅行会社の信頼性及び信用力も重要な要素となっております。多くのお客様から問い合わせを受け、お客様からの信頼を得るには当社の認知度向上と信頼性及び信用力の向上が不可欠と考えています。当社のブランド価値、認知度及び信頼性向上のため、積極的にPR施策を行ってまいります。

(海外市場の開拓)

今後、国内の人口減少が進む一方で、海外から国内へのインバウンド需要の拡大や新興国での旅行需要の増加が見込まれています。かかる環境の変化をみすえて、当社では訪日外国人のインバウンド旅行対応強化と日本国外における海外から海外への三国間旅行事業の強化を重要な戦略の一つとして位置付けております。

当社では訪日外国人のインバウンド旅行事業をすでに進めており、また成長著しいASEAN市場の旅行需要に対応すべく、先行地域としてインドシナ地域（ベトナム、カンボジア、ラオス）の戦略拠点となる現地法人をベトナムに設立しております。今後も、インバウンド旅行事業のさらなる強化と海外における旅行需要獲得のため、東南アジアの新興国を中心に海外における販売拠点を設けて、現地での旅行市場の開拓を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

当社は、主に日本国内の個人顧客をターゲットにオンラインでの海外向けを中心とするパッケージ旅行の企画・販売や、航空券の販売、宿泊手配、オプションツアーの手配等を行っております。また、個人向け以外にも、企業や官公庁、学校法人等の法人顧客向けに業務渡航や団体旅行の手配等を行っております。

当社は、旅行業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、主要な事業についてその特徴を記載します。

(個人旅行事業)

個人のお客様に対し、海外向けを中心とするパッケージ旅行を企画・販売するとともに、単品での航空券販売、宿泊手配、オプションツアー、海外旅行保険等の手配を行っています。

個人旅行事業における当社の特徴は以下のとおりです。

①インターネットでの顧客獲得

当社では、パッケージ旅行等の旅行関連商品の販売チャネルを自社ホームページや他社が運営する旅行系のポータルサイトといったインターネット上での販売に絞り込むとともに、お客様とのやり取りについてはメール及び電話を主な手段としています。これによって、店舗開設・運営にかかる固定費を削減し、コストの低減を図っております。

②「トラベル・コンシェルジュ」による旅行カスタマイズ

当社ではインターネット上で顧客獲得を行っておりますが、旅行商品の販売手段としては、①個人のお客様の旅行予約に際し「トラベル・コンシェルジュ」がサポートする仕組みと、②自動化された販売システムを使用してお客様ご自身の操作によりウェブサイト上で予約手続きが完結するオンライン販売システムの2種類があります。

当社では、独自に実施したインターネットユーザーの行動調査により、オンライン予約の過程で多数のユーザーが「商品ページに記載されているよりも詳細な情報を知りたい」「初めての旅行先は相談して最終決定したい」「複雑な旅程や条件で予約したい」等、システムによるオンライン予約だけでは対応できない潜在ニーズがあることを把握しております。

これらの潜在ニーズに応えるため、当社ではシステムによるオンライン予約と、システムで対応しきれないお客様に対して、方面別に旅行先の情報に精通したプロフェッショナルによる電話やメールでの対応を組み合わせた「ハイブリッド戦略」を推し進めています。

具体的には、旅行先の方面別に「トラベル・コンシェルジュ」と呼ぶ担当者を配置し、お客様からインターネットでいただいたお問い合わせをもとに、担当する地域に精通した「トラベル・コンシェルジュ」が電話及びメールでご要望のヒアリングを行い、ヒアリング内容をもとに必要に応じて旅行内容のカスタマイズや旅程の組み直しを行って、一人ひとりのお客様に最適な旅行を提供するための体制を整えております。

これにより、自宅に居ながらにして旅行予約ができるオンラインの利便性を確保しつつ、こだわりのあるお客様のニーズにも応えられる付加価値の高い商品提案を行っております。

③24時間対応のオンライン予約システム

当社は、「トラベル・コンシェルジュ」がお客様のご予約をサポートする仕組みに加えて、旅行業界の中で急成長している分野である24時間対応のオンライン予約を強化しており、お客様が航空券とホテルの組み合わせをシステム上で自由に選べるダイナミックパッケージと従来型の既製旅行パッケージを販売しております。

オンライン販売システムを利用する場合、24時間いつでも旅行商品の予約が可能となり、曜日や時間を問わず今すぐ予約したいというお客様のニーズに対応しております。

④方面別組織による付加価値の高い旅行商品の提供

当社では、アジア、アメリカ、ヨーロッパ等の方面別に組織を分けており、それぞれの部署が旅行の企画から予約、手配までを一貫して行う体制としております。目的地の地域ごとにお客様のニーズが異なることから、地域特性に応じた商品の企画及び販売を可能とすることで、価格競争力のみならずお客様のニーズに即した付加価値の高い旅行商品を提供しております。

(法人旅行事業)

企業、官公庁、学校法人等のお客様に対し、国内及び海外への業務渡航手配を行っております。また、法人のお客様向けの団体旅行も取扱っており、少人数のグループ旅行から数百人規模の大型の旅行まで、研修旅行、報奨旅行はもちろんのこと、専門性の要求される国際会議、展示会、学会やコンサート等の各種イベント向けの旅行についても取扱っております。

(インバウンド旅行事業)

海外から日本を訪れる訪日外国人を対象としたインバウンド旅行の手配を行っております。現在は、海外の企業や団体等による業務渡航や団体旅行への対応が中心となっておりますが、今後は国内の宿泊施設等とのネットワークを充実させて、個人による訪日旅行についても注力してまいります。

これらの主要事業における旅行取扱額は以下のとおりとなります。

	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
個人旅行事業 (千円)	17,719,934	17,750,310	17,466,406	17,732,877	20,849,723
法人旅行事業 (千円)	3,593,707	3,904,111	4,361,379	5,590,042	7,120,798
インバウンド旅行事業 (千円)	345,903	457,282	660,805	847,198	1,025,068
合計 (千円)	21,659,545	22,111,704	22,488,591	24,170,117	28,995,589

(6) 主要な事業所等 (2019年3月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都豊島区
札幌支店	北海道札幌市中央区
名古屋支店	愛知県名古屋市中区
大阪支店	大阪府大阪市中央区
福岡支店	福岡県福岡市中央区

(7) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

①企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
362名	39名増

(注) 従業員数には、使用人兼務でない取締役、監査役、臨時雇用者（パート・アルバイト・インターン及び派遣社員）は含まれておりません。

②当社の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
308名	4名減	30.8歳	4年6ヶ月

(注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除いております。なお、他社から当社への出向者はございません。
 2. 従業員数には、使用人兼務でない取締役、監査役、臨時雇用者（パート・アルバイト・インターン及び派遣社員）は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 14,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 4,683,338株（自己株式62株を除く。）
 (3) 当事業年度末の株主数 1,202名
 (4) 大株主（上位13名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
高山泰仁	2,547,200	54.39
株式会社アドベンチャー	477,600	10.20
坂井直樹	175,000	3.74
野口孝寿	141,800	3.03
資産管理サービス信託銀行株式会社	99,000	2.11
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	66,968	1.43
BNY FOR GCM CLIENTACCOUNTS (E) BD	64,176	1.37
中野清花	41,400	0.88
葛野悦子	40,000	0.85
戸田輝	40,000	0.85
太田耕一郎	40,000	0.85
前澤弘基	40,000	0.85
船渡川崇	40,000	0.85

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（62株）を控除して算出しております。
 2. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しています。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称	第1回新株予約権
発行決議の日	2016年2月17日
新株予約権の数(個)	823
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	54(注) 1
新株予約権の行使期間	自 2018年4月1日 至 2026年2月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 54(注) 1 資本組入額 27(注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 2

役員の 保有状況	新株予約権の数		目的となる株式の種類及び数(注) 1		保有者数
	取締役 (社外取締役を除く)	339個	普通株式	67,800株	5名
	社外取締役	60個	普通株式	12,000株	1名
	監査役	13個	普通株式	2,600株	1名

(注) 1. 2017年8月10日開催の取締役会決議により、2017年10月1日付で普通株式1株を2株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 新株予約権の行使にかかる行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、以下(i)から(iii)までの期間ごとに、以下(i)から(iii)に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

(i) 株式公開日と2018年4月1日のいずれか遅い日(以下「権利行使開始日」という。)から起算して1年間は、新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の数(以下「割当数」という。)の3分の1を上限として行使することができる。

- (ii) 権利行使開始日から起算して1年を経過した日から1年間は、割当数の3分の2を上限として行使することができる。
 - (iii) 権利行使開始日から起算して2年を経過した日から2026年2月7日までは、割当数から前(i)及び(ii)で行使した数を控除した残りの数を行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は関係会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (4) 新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了又は定年退職の場合を除く。）、当社は、取締役会の決議により当該新株予約権者が有する新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決定をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (5) 新株予約権者が、当社と競業関係にある会社を設立し、又は当社と競業関係にある会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位に就いた場合、新株予約権の行使を認めないものとする。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。ただし、当該新株予約権者の権利行使につき正当な理由があると取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。
- (6) 新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会勢力等」という。）に該当し、又は、反社会勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、取締役会の決議により当該新株予約権者が有する新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決定をすることができるものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
3. 取締役のうち1名が保有している新株予約権は、当該取締役が取締役に就任する前に付与されたものであります。
- (2) 当事業年度中に従業員等に職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	高山 泰 仁	学校法人恭敬学園 理事
取 締 役	雨 宮 孝 介	法人営業本部管掌 執行役員第2 法人営業本部長
取 締 役	葛 野 悦 子	レジャー部門管掌 執行役員レジャー統括本部長
取 締 役	前 田 宣 彦	グローバル・アライアンス部門管掌
取 締 役	菊 池 直 俊	CFO 菊池公認会計士事務所 代表 株式会社Doktor 社外監査役
取 締 役	潮 田 和 則	執行役員マーケティング・システム本部長
取 締 役	戸 田 輝	株式会社ヴィアτζジョ 代表取締役社長
取 締 役	中 尾 隆一郎	株式会社中尾マネジメント研究所 代表取締役社長
常勤監査役	山 崎 暢 久	株式会社ルックホールディングス 社外監査役
監 査 役	川 合 弘 毅	特定非営利活動法人クロスフィールズ 監事 やまと監査法人 社員 加和太建設株式会社 取締役 gooddaysホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社レゴリス 社外取締役
監 査 役	志 村 直 子	西村あさひ法律事務所 パートナー 株式会社ミクシィ 社外取締役

- (注) 1. 取締役前田宣彦氏は、2019年4月1日に執行役員を退任し使用人兼務役員から使用人兼務なしとなりました。
2. 取締役戸田輝氏及び中尾隆一郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役山崎暢久氏、川合弘毅氏及び志村直子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役川合弘毅氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当社は、社外取締役中尾隆一郎氏と社外監査役全員を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中の役員の異動は以下のとおりであります。
- (1) 2018年6月27日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって、取締役河合洋氏及び國重惇史氏は、任期満了により退任いたしました。
 - (2) 菊池直俊氏は、2018年6月27日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任するとともに、同定時株主総会にて取締役に選任され、同日就任いたしました。
 - (3) 取締役潮田和則氏は、2018年6月27日開催の第24回定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
 - (4) 監査役山崎暢久氏は、2018年6月27日開催の第24回定時株主総会において、新たに監査役に選任され、就任いたしました。
7. 当社は執行役員制度を採用しており、取締役雨宮孝介氏、葛野悦子氏、前田宣彦氏、及び潮田和則氏は執行役員を兼務しております。2019年3月31日現在の取締役以外の執行役員は、次のとおりであります。

職 名	氏 名
執行役員第1 法人営業本部長	石 野 敏 明
執行役員コーポレート本部長	岩 田 静 絵
執行役員第1 営業本部長	前 澤 弘 基
執行役員第2 営業本部長	山 田 有 香
執行役員 兼 Tabikobo Vietnam Co. Ltd. 社長	中 川 靖 之

8. 2019年4月1日付で次のとおり異動がありました。

氏 名	職 名	
	変更前	変更後
上山 真矢	統括マネージャ	執行役員第3 営業本部長
前澤 弘基	執行役員第1 営業本部長	執行役員 第1 営業本部長兼国際事業本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役戸田輝氏、社外取締役中尾隆一郎氏及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	
取締役 (うち社外取締役)	56,280 (12,300)	56,280 (12,300)	—	—	10 (3)
監査役 (うち社外監査役)	12,450 (12,450)	12,450 (12,450)	—	—	4 (4)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役（4名）に対する使用人分給与として32,070千円支給しております。
2. 当事業年度末現在の人員は、取締役8名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。
3. 取締役の報酬額は、各取締役の貢献度や業績を考慮したうえで、今後の経営戦略を勘案し、2015年6月26日開催の第21回定時株主総会で決議された年額500,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）の範囲で、取締役会において決定しております。
4. 監査役の報酬額は、常勤・非常勤の別、監査業務等を勘案し、2015年6月26日開催の第21回定時株主総会で決議された年額300,000千円以内の範囲で、監査役の協議により決定しております。
5. 上記の取締役の支給人員には、2018年6月27日開催の第24回定時株主総会の終結のときをもって退任した取締役2名を含んでおります。
6. 菊池直俊氏は、2018年6月27日開催の第24回定時株主総会において、監査役を退任した後、取締役に就任したため、人数及び支給額について監査役期間は監査役に、取締役期間は取締役に含めて記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	戸田 輝	株式会社ヴィアッジオ	代表取締役社長	当社と株式会社ヴィアッジオとの間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役	中尾隆一郎	株式会社中尾マネジメント研究所	代表取締役社長	当社と株式会社中尾マネジメント研究所との間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	山崎 暢久	株式会社ルックホールディングス	社外監査役	当社と株式会社ルックホールディングスとの間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	川合 弘毅	特定非営利活動法人 クロスフィールズ	監事	当社と特定非営利活動法人クロスフィールズ、やまと監査法人、加和太建設株式会社、gooddaysホールディングス株式会社及び株式会社レゴリスとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		やまと監査法人	社員	
		加和太建設株式会社	取締役	
		gooddaysホールディングス株式会社	社外監査役	
		株式会社レゴリス	社外取締役	
監査役	志村 直子	西村あさひ法律事務所	パートナー	当社は西村あさひ法律事務所との間で法律顧問契約を締結しております。
		株式会社ミクシィ	社外取締役	当社と株式会社ミクシィとの間に重要な取引その他の関係はありません。

② 社外役員の当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況及び発言状況
戸田 輝	社外取締役	当事業年度に開催された18回の取締役会すべてに出席し、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、意見を述べるなど、種々の発言を行いました。
中尾隆一郎	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会18回中16回に出席し、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、意見を述べるなど、種々の発言を行いました。
山崎 暢久	社外監査役	2018年6月27日の就任後、13回の取締役会と12回の監査役会すべてに出席し、コーポレート部門での要職における豊富な経験に基づき、当社の経営全般や取締役会の運営について助言や意見を述べるなど、種々の発言を行いました。
川合 弘毅	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会には18回中15回、また監査役会には12回すべてに出席し、公認会計士としての豊富な経験と専門的見地から、会計と内部統制の観点を中心に、当社の経営全般や取締役会の運営について助言や意見を述べるなど、種々の発言を行いました。
志村 直子	社外監査役	当事業年度に開催された18回の取締役会と12回の監査役会のすべてに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から、特にコーポレート・ガバナンス及び法令遵守の観点で当社の経営全般や取締役会の運営について助言や意見を述べるなど、種々の発言を行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	21,210千円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,210千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた監査計画における監査時間や人員配置などの内容、従前の事業年度における監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当し、当社の会計監査業務に重大な支障があると判断した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号の取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（以下、「内部統制システム」といいます）の基本方針を取締役会で決議しております。その概要は以下のとおりです。

①取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 全役職員が法令遵守はもとより、誠実かつ公正な企業行動を通じて社会的な責任を果たしていくことを明確にするとともに、役職員に周知徹底させる体制をとります。
- b. コンプライアンス体制並びにリスク管理体制の充実、徹底を図るため、各部門から選抜された役職員から成る「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」を設置し、当社事業運営上認識すべきリスク管理あるいはコンプライアンス上の重要な問題を審議し、対応方針を策定した上で、当該方針に基づき各部門にて問題解決に向けた取り組みを遂行し、その結果を取締役会に適宜報告する体制をとります。
- c. 「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」は、コンプライアンス体制並びにリスク管理体制を定着させるための日常的活動を通じ、コンプライアンスの実効性の確保に努めるものとします。
- d. 組織的又は個人による違法行為等について、グループ会社の役職員が直接情報提供を行える内部通報制度（ヘルプライン）を設置し、コンプライアンス体制の強化を推進いたします。
- e. 監査役は独立した立場から当社グループの内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行について監査を行います。
- f. 当社グループのコンプライアンス体制の整備・運用状況について、内部監査を実施いたします。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を法令及び「文書管理規程」等の社内諸規程に従い、保存・管理を行います。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社におけるリスク管理に関する基本事項を「リスク管理規程」に定め、リスク発生の防止と適切な対応により損失の最小化を図ることに努めます。
- b. リスク管理を担う機関として代表取締役を最高責任者としたリスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する課題・対応策について検討いたします。
- c. 業務執行部門から独立した内部監査室が、リスク管理活動の取組状況について、内部監査を実施いたします。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月1回定時に開催するほか、必要に応じて、適宜臨時に開催いたします。
- b. 経営判断が効率的に行えるよう役員会を毎月1回開催し、業務執行における重要事項並びに経営戦略等について審議を行い、必要事項は取締役会に上程する体制を採ります。
- c. 取締役会の決定に基づく執行業務については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内諸規程において、それぞれの責任者・責任と権限等を定めるとともに、随時見直しを行うものとします。

⑤当社及び当社関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社は、当社の関係会社の経営意思を尊重しつつ、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、一定の事項については当社に事前協議を求めるとともに、当社の関係会社の経営内容を的確に把握するための関係資料等の提出を求め、必要に応じて当社が当該関係会社に対し、助言を行うことにより、当社の関係会社の経営管理を行います。
- b. 当社は、当社の関係会社における経営効率化の推進、人材の開発及び業務の改善について指導指針を策定し、取締役会の承認を得て、随時指示を与えることで当社の関係会社の経営管理を行います。
- c. 当社は、業務の適正性及び有効性確保のために内部監査室による内部監査を実施いたします。

- d. 当社は、当社グループの各部門との情報交換を定期的を実施するとともに、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき当社の関係会社におけるリスク管理体制及びコンプライアンス体制を整備いたします。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、必要に応じて、その要請に基づき、監査役の職務を補助する使用人を配置いたします。
 - 当該使用人の職務に関しては、取締役その他役員等の指揮命令を受けず、監査役の指示に従うものとし、当該使用人の人事（人事評価・異動等）について、監査役の同意を得るものとします。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の経営に関する重要な会議への出席及び取締役会議事録並びに稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求めることができるものとします。
 - 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度（ヘルプライン）による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する体制を採ります。
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を設けます。
 - 監査役は、会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を図り、情報交換を行い、相互の適切な意思疎通を確保することで、効果的な監査業務遂行ができる体制を採ります。
 - 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

⑨反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- a. 当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」を定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断するための体制を整備いたします。
- b. 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為等に対しては、毅然とした態度で臨み、顧問弁護士や警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備いたします。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

- a. 当社は、財務報告の信頼性と適正性の確保のため、財務報告に係る内部統制の整備を行い、継続した運用、評価及び有効性向上のための取り組みを行うものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記体制に基づく内部統制システムの整備について、内部監査室により点検を行い、その適切な運用に努めております。

当事業年度における運用状況のうち主なものは、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

- ・当社の役職員が通報・相談できる窓口を設置し、社内イントラネットへの掲示により役職員への周知を図っております。また、通報・相談によって、社内に不利益な処遇を受けることがないことを「内部通報制度運用規程」で定めております。
- ・内部監査については、代表取締役直轄の内部監査室が、年間計画に基づき当社各部門及び当社関係会社について監査を行い、代表取締役社長への報告を実施しました。

② 情報保存管理体制

- ・当社は、取締役会等の議事録、稟議書、会計書類その他、取締役の職務執行に係る情報・文書について、法令及び社内規程に則り、適切に保存・管理を行っております。

- ③ リスクマネジメントに関する取り組み
- ・当社のリスク管理の目的、体制及び手法を定めた「リスク管理規程」について、社内イントラネットへの掲示等により役職員への周知を図っております。
 - ・当社のリスク抽出及びその対応策についてリスク管理委員会で審議の上、重点的に取り組むべき課題及び対応策について検討いたしました。またその対応の進捗についても同様のプロセスで確認を実施しました。
- ④ 職務執行の適正性及び効率性に関する取り組み
- ・当事業年度は当社取締役会を18回開催し、法令及び定款で定められた専決事項の決議に加え、コーポレート・ガバナンス体制及び当社グループの業績に大きな影響を与えうる業務執行の決定を実施しました。
 - ・当事業年度は当社の代表取締役社長、取締役、執行役員及び重要な使用人が参加する役員会を12回開催し、各事業部門の執行状況を把握するとともに、取締役会から委任を受けた重要事項について協議して機動的な決定を実施しました。
- ⑤ 関係会社管理
- ・「海外関係会社管理規程」に基づき、子会社に関する重要事項について、当社子会社により報告を受けております。
 - ・取締役会において当社グループの月次業績が報告され、当社グループの経営目標の進捗状況、経営課題及びその対応策について確認し、審議を実施しました。
 - ・2018年6月28日付で「グローバル・アライアンス部門」を新設し、海外市場の開拓を邁進する体制を整えました。
- ⑥ 監査役監査体制
- ・監査役への報告については、監査役が当社の重要な会議体へ出席する機会を確保することで、これらの会議を通じた監査役への報告及び情報提供を実施しました。
 - ・監査役は、当社の内部監査室及び監査法人と定期的に情報共有会を開催するほか、当社取締役から業績、事業の運営状況及び内部統制の整備等について報告を受けること等により、監査の実効性を高めております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,053,290	流動負債	5,426,455
現金及び預金	3,689,155	買掛金	775,179
受取手形及び売掛金	879,000	短期借入金	6,512
割賦売掛金	82,031	リース債務	5,503
旅行前払金	1,225,114	未払法人税等	120,215
その他	179,155	旅行前受金	4,141,466
貸倒引当金	△1,166	賞与引当金	122,273
		その他	255,304
固定資産	850,364	固定負債	69,815
有形固定資産	111,278	資産除去債務	32,352
建物附属設備	91,031	その他	37,462
車両運搬具	7,553		
リース資産	5,041	負債合計	5,496,271
その他	7,651	(純資産の部)	
無形固定資産	243,441	株主資本	1,383,589
投資その他の資産	495,645	資本金	426,942
長期貸付金	4,876	資本剰余金	336,942
繰延税金資産	57,620	利益剰余金	619,787
差入保証金	192,990	自己株式	△83
その他	245,034	その他の包括利益累計額	17,472
貸倒引当金	△4,876	繰延ヘッジ損益	172
		為替換算調整勘定	17,299
資産合計	6,903,655	非支配株主持分	6,323
		純資産合計	1,407,384
		負債純資産合計	6,903,655

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		29,304,457
売上原価		25,468,082
売上総利益		3,836,375
販売費及び一般管理費		3,513,273
営業利益		323,102
営業外収益		
受取利息	56	
受取配当金	0	
為替差益	22,935	
受取補償金	370	
助成金収入	150	
受取手数料	754	
その他	734	25,002
営業外費用		
支払利息	1,426	
支払保証料	2,027	
支払手数料	7,670	
解約違約金	1,500	
その他	1,585	14,210
経常利益		333,894
特別損失		
減損損失	6,736	6,736
税金等調整前当期純利益		327,157
法人税、住民税及び事業税	128,314	
法人税等調整額	△10,491	117,822
当期純利益		209,334
非支配株主に帰属する当期純利益		5,454
親会社株主に帰属する当期純利益		203,879

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年4月1日残高	426,526	336,526	415,907	△36	1,178,925
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	415	415	－	－	831
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	203,879	－	203,879
自己株式の取得	－	－	－	△47	△47
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	415	415	203,879	△47	204,663
2019年3月31日残高	426,942	336,942	619,787	△83	1,383,589

	その他の包括利益累計額			非支配 株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
2018年4月1日残高	△655	15,442	14,787	－	1,193,712
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	－	－	－	－	831
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	－	－	203,879
自己株式の取得	－	－	－	－	△47
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	828	1,857	2,685	6,323	9,008
連結会計年度中の変動額合計	828	1,857	2,685	6,323	213,672
2019年3月31日残高	172	17,299	17,472	6,323	1,407,384

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,941,699	流動負債	5,383,880
現金及び預金	3,592,620	買掛金	763,215
売掛金	868,793	リース債務	5,503
割賦売掛金	82,031	未払金	140,992
旅行前払金	1,216,908	未払費用	50,172
前払費用	60,447	未払法人税等	118,827
その他	122,063	旅行前受金	4,129,272
貸倒引当金	△1,166	預り金	50,643
固定資産	843,117	賞与引当金	120,561
有形固定資産	105,398	その他	4,691
建物附属設備	91,031	固定負債	69,815
車両運搬具	2,392	資産除去債務	32,352
工具、器具及び備品	7,022	その他	37,462
リース資産	4,951	負債合計	5,453,695
無形固定資産	233,724	(純資産の部)	
ソフトウェア	218,599	株主資本	1,330,948
ソフトウェア仮勘定	15,125	資本金	426,942
投資その他の資産	503,994	資本剰余金	336,942
関係会社株式	29,399	資本準備金	336,942
長期貸付金	4,876	利益剰余金	567,146
長期前払費用	1,217	その他利益剰余金	567,146
繰延税金資産	53,571	特別償却準備金	301
差入保証金	176,980	繰越利益剰余金	566,845
その他	242,825	自己株式	△83
貸倒引当金	△4,876	評価・換算差額等	172
資産合計	6,784,816	繰延ヘッジ損益	172
		純資産合計	1,331,120
		負債純資産合計	6,784,816

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		29,085,116
売上原価		25,377,510
売上総利益		3,707,606
販売費及び一般管理費		3,392,582
営業利益		315,024
営業外収益		
受取利息	153	
受取配当金	0	
為替差益	22,050	
受取補償金	370	
助成金収入	150	
受取手数料	304	
その他	608	23,638
営業外費用		
支払利息	1,009	
支払保証料	2,027	
支払手数料	7,670	
解約違約金	1,500	
その他	1,578	13,785
経常利益		324,876
特別損失		
減損損失	6,736	6,736
税引前当期純利益		318,140
法人税、住民税及び事業税	126,844	
法人税等調整額	△10,967	115,877
当期純利益		202,262

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
			特別償却 準備金	繰越利益 剰余金					
2018年4月1日残高	426,526	336,526	336,526	1,208	363,675	364,884	△36	1,127,901	
事業年度中の変動額									
新株の発行 (新株予約権の行使)	415	415	415	-	-	-	-	831	
特別償却準備金の取崩	-	-	-	△907	907	-	-	-	
当期純利益	-	-	-	-	202,262	202,262	-	202,262	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△47	△47	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業年度中の変動額合計	415	415	415	△907	203,170	202,262	△47	203,046	
2019年3月31日残高	426,942	336,942	336,942	301	566,845	567,146	△83	1,330,948	

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
2018年4月1日残高	△655	△655	1,127,245
事業年度中の変動額			
新株の発行 (新株予約権の行使)	-	-	831
特別償却準備金の取崩	-	-	-
当期純利益	-	-	202,262
自己株式の取得	-	-	△47
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)	828	828	828
事業年度中の変動額合計	828	828	203,874
2019年3月31日残高	172	172	1,331,120

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月28日

株式会社施工房
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 百井俊次 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 遠藤正人 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社施工房の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社施工房及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月28日

株式会社施工房
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 百井俊次 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 遠藤正人 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社施工房の2018年4月1日から2019年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査室等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月28日

株式会社 旅工房 監査役会

常勤社外監査役	山 崎 暢 久 ㊟
社外監査役	川 合 弘 毅 ㊟
社外監査役	志 村 直 子 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役1名選任の件

取締役前田宣彦氏は、本総会終結のときをもって取締役を辞任いたしますので、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

まえ ざわ ひろ き
前 澤 弘 基

(1976年5月10日生)

新任

候補者の有する当社の株式数

40,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2000年 4月 株式会社オリエントパシフィックエクスプレス入社

2003年 1月 当社入社

2015年 7月 当社執行役員 第2営業本部長

2018年 4月 当社執行役員 第1営業本部長

2019年 4月 当社執行役員 第1営業本部長兼国際事業本部長（現任）

（注）前澤弘基氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬等の額は2015年6月26日開催の第21回定時株主総会において、年額500,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50,000千円以内（うち社外取締役分は年額10,000千円以内）といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（うち社外取締役分は年株10,000以内）とし（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

記

【譲渡制限付株式割当契約概要】

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、3年間以上で当社の取締役会が定める期間又は本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任若しくは退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記（1）に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記（1）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記（1）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記（5）に規定する場合においては、当社は、上記（5）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

第3号議案 監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

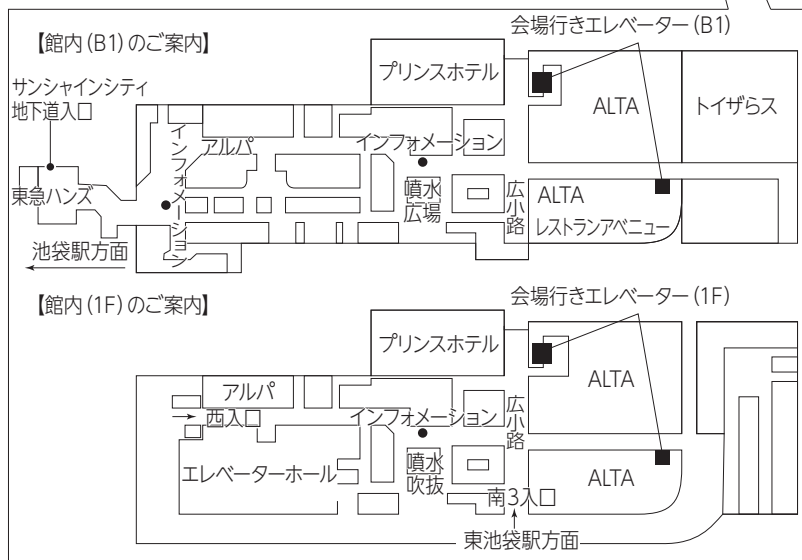
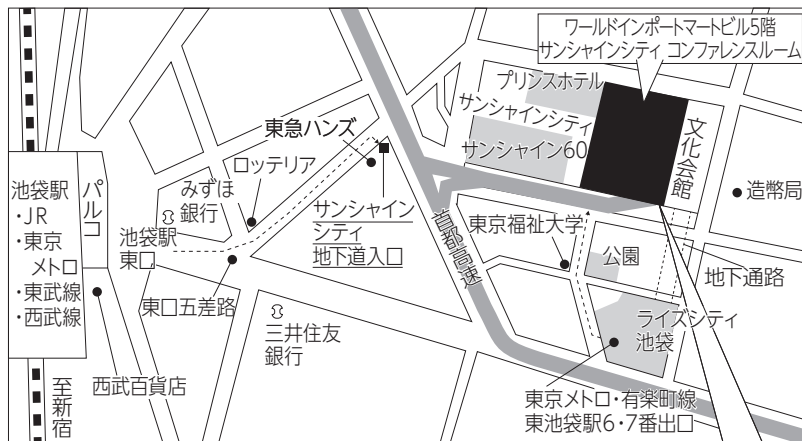
当社の監査役報酬等の額は2015年6月26日開催の第21回定時株主総会において、年額300,000千円とご承認いただいておりますが、今般、監査役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の監査役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の監査役（以下「対象監査役」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30,000千円以内といたします。また、各対象監査役への具体的な配分については、監査役の協議によって決定することといたします。

また、対象監査役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案及び監査役の協議により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年30,000株以内とし（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象監査役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象監査役との間で、「第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」に記載の譲渡制限付株式割当契約に準じた内容の譲渡制限付株式割当契約を締結するものとなります。

以 上

第25回定時株主総会会場ご案内図



会場

東京都豊島区東池袋三丁目1番3号
 サンシャインシティ ワールドインポートマートビル5階
 サンシャインシティ会議室 コンファレンスルーム「Room15」

交通

J R 線 池袋駅東口より徒歩10分
 東京メトロ 有楽町線東池袋駅6、7番出口より徒歩5分
 都 電 東池袋四丁目より徒歩7分
 車 首都高速5号線ご利用の方は東池袋ランプでお降りください。
 ※車でお越しの場合は、駐車券のご用意はございませんのでご了承ください。